

荒川区立大門小学校 PTA 規約

昭和 3 年 8 月 25 日設立

(名称及び事務所)

第1条 本会は、荒川区立大門小学校 PTA と称する。

第2条 本会は、事務所を東京都荒川区町屋 4-27-8（荒川区立大門小学校内）に置く。

(目的・基本方針及び活動内容)

第3条 本会は、荒川区立大門小学校（以下、「大門小」という。）・家庭・地域が協力して、児童の健全な成長と児童福祉の充実を図ることを目的とする。

第4条 本会は、以下の基本方針に基づき活動する。

- (1) 大門小の教育方針を理解し、学校教育に協力する。学校の管理や人事には干渉しない。
- (2) 営利を目的とせず、特定の宗教的・政治的活動に関与しない。
- (3) 自主独立の組織として、他のいかなる団体・機関の支配・干渉を受けない。

第5条 本会は、児童の教育環境の整備、会員の親睦、地域連携など、本規約第 3 条の目的を達成するために必要な活動を行う。

(会員及び会費)

第6条 本会は、大門小に在籍する児童の保護者及び常勤の教職員で構成する。

第7条 入会及び退会については、届出の提出をもって行うものとする。

第8条 退会の申し出がない場合、次年度も会員資格を継続する。ただし、卒業または転校した場合は資格を喪失する。

第9条 本会の会員は、本規約第 19 条に定める細則に基づき会費を納めるものとする。

(役員及び会計監査)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 書記
- (4) 会計
- (5) 大門まつり長
- (6) 校外長
- (7) 庶務

第11条 前条に定める役員とは別に、会計監査を置く。

第12条 役員・会計監査の定数、任務、選出方法及び任期の詳細については、別途細則に定めるものとする。

(会議)

第13条 本会には、次の各号に定める会議体を置くものとする。

(1) 総会

本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し、予算・決算の承認、規約の改廃など重要事項の決定を行う。なお、全会員の10分の1を定足数とし、過半数をもって議決する。総会の開催は、年1回会長が招集する。

(2) 運営委員会

本会の執行機関であり、役員及び校長、副校長で構成する。総会で決まった方針等に基づき、具体的な事業運営の協議・決定を行う。また、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。なお、構成員の3分の1を定足数とし、出席者の総意により決定する。

(3) 役員会

本会の運営機関であり、役員で構成する。大門小・家庭・地域と連携し、PTA活動の運営補助、年間行事の企画や立案などを行う。

2 前項第1号及び2号に定める会議体については、会長が必要と認める場合、臨時に開催することができる。

3 前々項第1項第1号に定める総会について、同項第2号に定める運営委員会において決定した場合には、書面により開催することができる。

(会計)

第14条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、当初予算に過不足が生じた場合は、運営委員会に図り、処理することができる。

第15条 本会の決算は、会計監査を受けた後、総会に報告し承認を得なければならない。

第16条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会員の個人情報の取扱い)

第17条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、別途定める「個人情報取扱規則」に基づき適正に運用するものとする。

(地域団体への支援)

第18条 本会は、本規約第3条に定める、目的の遂行に貢献する地域団体等の活動を支援することができる。なお、支援する団体等については、別途細則に定めるものとする。

(細則)

第19条 本規約の実施にあたり、必要な事項については、運営委員会の決定により細則を定めるものとする。

(改廃)

第20条 本規約の改廃については、総会に付議し、承認を得るものとする。

附 則 この規約は、平成13年5月に改正し、平成13年5月より施行する。

附 則 この規約は、平成16年5月に改正し、平成16年5月より施行する。

附 則 この規約は、平成28年5月に改正し、平成28年5月より施行する。

附 則 この規約は、令和3年6月に改正し、令和3年6月より施行する。

附 則 この規約は、令和4年6月に改正し、令和4年6月より施行する。

附 則 この規約は、令和5年6月に改正し、令和5年6月より施行する。

附 則 この規約は、令和6年3月に改正し、令和6年3月より施行する。

附 則 この規約は、令和7年4月に改正し、令和7年4月より施行する。

附 則 この規約は、令和8年3月に改正し、令和8年3月より施行する。

附 則 この規約は、令和8年5月に改正し、令和8年6月より施行する。

荒川区立大門小学校 PTA 細則

(目的)

第1条 本細則は、荒川区立大門小学校 PTA 規約第 19 条に基づき、必要な事項を定めるものである。

(役員及び会計監査の定数及び任務)

第2条 各役員及び会計監査の定数及び任務については、以下のとおりとする。

- (1) 会長（1名）
本会を代表し、会務を統括する。運営委員会の議長を務める。
- (2) 副会長（保護者 2 名、教職員 1 名）
会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する。
- (3) 書記（保護者 2 名、教職員 1 名）
会議の記録、配付物の作成、資料の保管などを担当する。
- (4) 会計（保護者 2 名、教職員 1 名）
会費の管理、予算決算報告書の作成、入出金の記録を担当する。
- (5) 大門まつり長（保護者 2 名）
大門まつりの計画立案及び運営を指揮する。
- (6) 校外長（保護者 2 名）
校庭開放や球技大会の調整及び運営を指揮する。
- (7) 庶務（保護者 2 名）
各役員の活動、備品管理、その他業務を補助する。
- (8) 会計監査（保護者 1 名、教職員 1 名）
当該年度における会計報告及び会計に関する書類の監査を行う。

第3条 会長に欠員が生じた場合は、副会長のうち 1 名が会長の任務を行う。

第4条 会長以外の役員に欠員が生じた場合は、その他の役員がその職務を行う。

第5条 会長は必要に応じて、運営委員会の承認を経て定数を増減できる。

(役員等の選出及び任期)

第6条 役員は立候補又は推薦、会計監査は推薦により選出され、3 月に行う会員による信任投票で決定する。決定した役員については、次期総会で報告する。

- 2 前項に定める役員及び会計監査の推薦については、適正かつ円滑に選出されるよう、会長が指名する現役役員若干名及び教職員 1 名をもって構成する「推薦委員会」において行うものとする。
- 3 役員及び会計監査の任期は信任されてから、次年度の定期総会終了時までとする。ただし、再選を妨げない。

(活動)

第7条 本会に以下の係を置き、各クラスより選出する。任期は選出された日から翌年3月31日までとする（サポート係は次年度最初の保護者会まで）。ただし、再任を妨げない。なお、社明パレード係については、荒川区立大門小学校での会場運営及び補助を行う年度のみ選出する。

- (1) 大門まつり係（2名以上）
行事の企画運営を行う。
- (2) 校庭開放係（2名以上）
校庭利用の管理運営を行う。
- (3) 球技大会係（1名以上）
球技大会に向けた練習及び大会当日の管理運営を行う。
- (4) サポート係（2名以上）
配付物の印刷補助、次年度の係選出の取りまとめ。
- (5) 社明パレード係（1名以上）
会場運営の補助。

(会費)

第8条 規約第9条に定める会費は、1家庭年額4,000円（保険料を含む）とする。教職員は年額2,000円とする。なお、2学期以降の転入者は半額とする。

第9条 支払い方法については、原則口座振込とする。

第10条 既納の会費は原則返金しない。

第11条 家庭環境などにより支払いが困難な場合は、会長の決定により、分割支払い、減免、支払い猶予等の対応ができる。

(報労金)

第12条 役員及び係（教職員除く）を務めた者に対し、当該年度の報労金として次の各号に定める額を贈呈できる。

- (1) 会長・副会長：2,000円
- (2) その他役員：1,000円
- (3) 会計監査・係：500円

第13条 前条の報労金は辞退することができる。その場合には、辞退届を会長に提出するものとする。

(支援する地域団体)

第14条 規約第18条に基づき支援する団体は以下のとおりとする。

- (1) 大門小ドッジビークラブ

(2) 大門好きだもん

(改廃)

第15条 本細則の改廃については、運営委員会に付議し、承認を得るものとする。改廃を行った場合、次期総会で報告する。

附則 この細則は、平成10年4月に改正し、平成10年4月より施行する。

附則 この細則は、平成13年5月に改正し、平成13年5月より施行する。

附則 この細則は、平成15年5月に改正し、平成15年5月より施行する。

附則 この細則は、平成23年5月に改正し、平成23年5月より施行する。

附則 この細則は、平成26年5月に改正し、平成26年5月より施行する。

附則 この細則は、平成28年5月に改正し、平成28年5月より施行する。

附則 この細則は、平成29年5月に改正し、平成29年5月より施行する。

附則 この細則は、令和3年6月に改正し、令和3年6月より施行する。

附則 この細則は、令和4年6月に改正し、令和4年6月より施行する。

附則 この細則は、令和5年6月に改正し、令和5年6月より施行する。

附則 この細則は、令和6年3月に改正し、令和6年3月より施行する。

附則 この細則は、令和6年5月に改正し、令和6年5月より施行する。

附則 この細則は、令和7年4月に改正し、令和7年4月より施行する。

附則 この細則は、令和8年3月に改正し、令和8年3月より施行する。

附則 この細則は、令和8年5月に改正し、令和8年6月より施行する。